（案）令和８年度　デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約書（長期継続契約）

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、デジタル複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借及び複写料金について、次の条項により契約を締結する。

（目　的）

第１条　この契約は、乙が甲に複合機を賃貸し、機器を常時正常な状態で稼動するよう保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第２条　契約期間は、令和９年３月１日～令和14年２月29日までとする。（60月）

（契約物件及び設置場所）

第３条　この契約の対象機器及び設置場所は次のとおりとする。

（１）品　　名　デジタル複合機（メーカー○○○○製）

（２）規　　格　○○○○○○○

（３）設置場所　南風原町字新川650番地

那覇市・南風原町環境施設組合

（契約保証金）

第４条　那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第４条第１項第13号に基づき免除する。

（賃貸借料）

第５条　甲が乙に支払う賃貸借料は、別表１のとおりとする。

（複写料金）

第６条　甲が乙に支払う複写料金の月額は、別表１の複写料金表により計算した額に消費税を加算した額とする。この場合において、使用枚数は、総使用枚数からテスト複写枚数及び不良複写枚数を差引いたものとする。

２　複写料金の計算期間は、各月の初日から月末までの１ヶ月とする。

（賃貸借料金及び複写料金の請求）

第７条　乙は、毎月末に甲の確認を受けて、賃貸借料金及び複写料金を算出し、消費税を加算した額（１円未満の端数は切り捨て）を甲に請求するものとする。

（賃貸借料金及び複写料金の支払）

第８条　甲は、乙から前条の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して３０日以内に当該請求額を乙に支払わなければならない。

（複合機の保守）

第９条　乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

２　複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は、速やかに社員を派遣して修理し、正常な状態に回復させなければならない。

３　複合機の修理及び取付工事に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（部品及び消耗品の供給）

第 10 条　複合機に必要な部品（ドラム等）は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙がコピー質維持のために必要と認めたときに、乙の負担によってこれを取り替えるものとする。

２　複合機に必要な消耗品（トナー等）については、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めたときに、乙の負担によって当該消耗品を甲に供給するものとする。

（複合機の移動）

第 11 条　甲は、第３条で定めた所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。この場合、複合機の移動は乙が行い、移動に要した費用は甲の負担とする。

（保　険）

第 12 条　乙は、乙の費用で複合機に動産総合保険を付保するものとする。

（損害賠償）

第 13 条　乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

２　前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対して、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする

（秘密の保持）

第 14 条　乙は、複合機の管理及び保守の実施の際に知り得た甲の業務上の秘密を外部に洩らし、又は他の目的に利用してはならない。

（契約の解除）

第 15 条　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に違反したときは、文書をもって通告し、ただちにこの契約を解除することができる。

２　乙又は乙との間に本契約にかかる物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市・南風原町環境施設組合公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年12月19日事務局長決裁。以下「暴排要綱」という。）第2条第4号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排要綱第2条第5号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

（複合機及び消耗品の返還）

第16条　第２条及び第１５条により、この契約が終了し又は解除された場合、甲は、複合機及び消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

（特約事項）

第17条　この契約は、那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第2号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

２　乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（信義則）

第18条　甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（協議）

第19条　この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

（管轄裁判所）

第20条　本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため本契約書２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自がその１通を保持する。

令和８年　　月　　日

甲　　南風原町字新川６５０番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管　理　者　　知　念　　覚

乙　　○○○○○
○○○○○
○○○○○

別表１

複合機賃貸借料金　　円

複合機保守料金

① コピー料金

② ＦＡＸ料金（受信のみ）

③ プリンタ料金

①～③は下記料金とする。

保守料金 算出単価	【モノクロ】 １枚～ ○○○枚まで　○○円 ○○○枚～○○○枚まで　○○円 ○○○枚～○○○枚まで　○○円 ○○○枚以上　○○円 【カラー】 １枚～○○○枚まで　○○円 ○○○枚～○○○枚まで　○○円 ○○○枚以上　○○円 契約単価には消費税は含まれておりません。